

参考資料

令和5年度
八幡浜市教育委員会
教育基本方針等

令和 5 年 度

八幡浜市教育委員会教育基本方針

こよなく八幡浜を愛し、国家及び社会の有為な形成者として、個性豊かで創造力に富み、社会の変化に対応する市民の育成を期する。

- 1 知性と創造性に富む豊かな人間性を育てる。
- 2 思いやりの心を育て、人権意識の確立を図る。
- 3 健康でたくましい体づくりに努める。
- 4 伝統と文化を尊重し、郷土愛を育てる。
- 5 持続可能な社会づくりに貢献できる能力を培う。

令和5年度 学校教育の目標・努力点

1 学校教育の目標：「豊かな人間性を育てる教育」

「生きる力」を身に付けた児童生徒の育成を目指して、知・徳・体の調和を図り、地域に根ざした創意ある教育を推進する。

2 努力点

(1) 特色ある学校

児童生徒や家庭・地域の実態等を十分に踏まえ、学校の教育目標を明確にするとともに、学校評価システムを活用し、活力と潤いのある学校づくりに努める。

(2) 現職教育

校内研修の充実に努め、実践的指導力の向上と人間的魅力に富む教育専門職としての資質・能力の向上を図る。また、カリキュラム・マネジメントの視点を生かした取組を推進する。

(3) 教科指導

「確かな学力」の定着と向上を目指して基礎・基本を徹底し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と評価の充実に努める。また、言語環境を整えるとともに、言語活動の充実に努める。

(4) 道徳教育

教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、道徳科の充実や家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性を養う。

(5) 外国語活動・外国語

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、言語活動を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や資質・能力を育てる。また、円滑な接続ができるよう連携に努める。

(6) 総合的な学習の時間

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。

(7) 特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

(8) 生徒指導

温かい人間関係の中で児童生徒理解に努め、一人一人の自己実現を目指すとともに、規範意識を高める生徒指導の充実に努める。また、いじめ問題の解決、不登校やネットトラブル等の対応において、家庭、地域及び関係機関との連携を密にした地域ぐるみの積極的な生徒指導を推進する。

(9) 人権・同和教育

自他の人権を尊重し、実践的な行動力を身に付ける人権・同和教育の充実に努める。また、家庭、地域及び関係機関と連携し、地域ぐるみの人権・同和教育を推進する。

(10) キャリア教育

児童生徒が自分自身の適性に気付き、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力を育てるとともに、家庭、地域及び関係機関との連携を重視し、全教育活動を通して望ましい勤労観・職業観の育成を図る。

(11) 特別支援教育

一人一人の障がいの状態や発達特性、学習上の困難等を把握するとともに、家庭及び関係機関と連携協力し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、温かい人間関係の中で、適切な指導と切れ目のない支援の充実に努める。

(12) 健康・安全教育

保健教育、安全教育、防災教育、食育等に関する指導の充実に図り、健康で安全な生活の習慣化に努める。また、安全・安心な学校づくりに努めるとともに、生涯スポーツの趣旨を生かし、心身を鍛えようとする意欲や態度を育てる。

(13) 情報教育

一人一台端末をはじめとするコンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段について、発達段階に応じて適切に活用できるようにするとともに、家庭、地域及び関係機関と連携し、情報モラルの育成・向上に努める。また、ICTを活用した授業改善やプログラミング教育に積極的に取り組む。

(14) 環境教育

児童生徒が自然や生活に関わる体験活動を通して、環境問題への興味・関心、理解を深め、よりよい環境づくりに主体的に取り組む意欲や態度を育てる。

(15) 幼（保）・小・中の連携

小・中のブロック別研究推進体制を生かしながら、幼稚園・保育所等を含めた交流・連携を進めるとともに、校種間の適切な接続に努める。

(16) 家庭、地域及び関係機関との連携及び協働

学校・ブロック・市の「三層情報環流方式」による情報交換を密にし、いじめ問題や不登校の対応に努めるとともに、児童虐待等の問題解決を含めた児童生徒の健全育成に取り組む。また、家庭・地域の教育力を活用するとともに関係機関と連携しながら、開かれた学校づくりに努める。

令和5年度 重点施策（学校教育課）

児童生徒の健全育成を目指して、知・徳・体の調和を図り、地域に根ざした創意ある教育を推進するとともに児童生徒が安全で安心できる教育環境の整備を第一に考え、ハード及びソフト両面での整備充実を図る。

また、学校再編整備第二次実施計画（後期5カ年計画）に基づき学校の統合を進めていく。このため、令和5年度は下記の事項を重点施策として取り組む。

1 学校再編整備の推進

本市の学校規模適正化の長期的視点に立った小・中学校の再編について、平成30年に策定した「八幡浜市学校再編整備第二次実施計画」を令和4年度末に改定した「後期5カ年実施計画」に基づき、引き続き再編整備を進めていく。

2 宮内小学校体育館長寿命化改良事業

宮内小学校体育館は、築後57年経過（S40年築）しており、全体的に老朽化による劣化が進んでいるため、長寿命化改良事業を実施することにより、安全面の確保や機能回復を図るとともに、地元から要望があったトイレ・更衣室を増築しスロープを設置する等、今後使い続けるための新たな機能を追加する。

令和4年度に事業を実施する予定であったが、建築基準法第12条第5項調査を行い、結果を県に報告することで、令和5年度中に長寿命化改良事業を実施する。

3 学校施設の営繕工事他

毎年秋に市内の小・中学校を訪問して修繕・工事・管理備品要望の現地確認を行い、予算要求を行っているが、年々修繕を必要とする箇所が増えている。また、漏水による修繕費用や、雨漏り箇所も増えており早急の対応が必要になっている。

小学校の遊具点検により、劣化・腐食・破損が激しく緊急性が高い順に改修を進めていく。

また、小・中学校トイレの洋式化を今後も計画的に実施する。

4 ICT支援員配置事業

令和2年度にGIGAスクールで導入した、1人1台のタブレット端末等、ICT機器が増えることで、操作の習得やICTを活用した授業改善、機器の設置準備等、新たな業務が発生し教員の負担増に繋がっている。

令和3年度から2人のICT支援員を配置して、教員のサポートを行っているが、令和4年10月からタブレット端末の持ち帰りを開始する等、様々な授業でより高度な使用が求められており、更なる学校における教員のICT活用をサポートする必要性が高まっている。ICTを活用した授業等をスムーズに行うため、2名増員して4名体制とする。

5 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から5類感染症に移行する方針が決定され、3月13日からマスク着用は、個人の判断が基本となるなど、国のコロナ対策は大きな転換期を迎えているが、ウイルスの感染力が弱まっているわけではない。

引き続き感染症対策に必要とする消毒液などの消耗品等を整備する。

6 学校生活支援員事業

障がい等を有し、学校生活への適応が困難な児童生徒及び園児は年々増加の傾向にあり、支援員の必要性が一層高まっている。支援の必要な児童生徒が安全で豊かな学校生活を送ることができるよう、学校生活支援員を44名から46名に増員する。

7 学校教育活動指導員事業

1学級30人前後の学級を持つ学校に当該指導員を配置し、少人数指導、習熟度別指導、個に応じたきめ細かな指導の一層の推進と生徒指導の充実を図る。

8 給食食材の価格高騰に対する支援事業

給食食材の価格が高騰している中、児童への安定した給食の提供、保護者の経済的負担の軽減など、子育て支援の拡充を図ることを目的として、給食食材の価格上昇分について、1食あたり20円を補助する。

9 ALTの増員

本市のALT（英語指導助手）は以前から3名体制でメインとなる4校の中学校と、年間8回程度各小学校を訪問して英語活動を行っている。小学校も令和2年から外国語活動の必修化になったことで、よりALT（英語指導助手）の重要性が高まっている現状もあり、1名増員して4名体制とする。

令和5年度 学校給食の重点目標と主要施策

八幡浜市学校給食センター

I 学校給食の目標（学校給食法第2条）

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

II 主要施策

1 学校給食の充実

学校給食は児童生徒の成長期に必要な栄養の確保はもとより、集団で同じ食事をすることの楽しさや周りの人への思いやり等を通じて、望ましい食習慣や豊かな人間関係を形成していくなど「食」の指導を通して「生きる力」を育む健康教育の一環として極めて重要な役割を担っている。

また、最近、学校においては児童生徒の体力や運動能力の低下、また、心の健康問題が憂慮されているところだが、これらの背景には朝食欠食率の増加、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取など「食」に起因するものがあると指摘されている。また、平成18年度より栄養教諭制度が施行されるなど、学校給食を通じての「食」に関する指導がますます重要になってきている。

こうした中で学校給食は栄養バランスのとれた食事内容や望ましい食習慣の形成等、生涯を通じた健康づくりの観点から、食事内容などの多様化を図るとともに学校、家庭等の連携のもと、食に関する指導を充実し、学校給食をより豊かで魅力溢れるものとするため、その充実発展に努めていきたい。

2 衛生管理の徹底

学校給食を推進するためには、何よりも衛生管理を徹底し食中毒を一掃する必要がある。過去には多数の有症者を出した0-157での食中毒は減少傾向にあるが、カンピロバクターやノロウイルスなどによる食中毒は依然として発生している。

このような中、学校給食では安全な給食を提供するために、文部科学省作成の「学校給食衛生管理の基準」等を遵守し、調理施設設備の改善及び調理過程の衛生管理を徹底していきたい。

また、食中毒防止のためには、施設設備の点検整備に加え、そこで従事する職員の衛生管理に対する意識が非常に重要である。そのため、愛媛県給食会が主催する衛生研修会及び各種の研修会へ積極的に参加して、職員の知識習得及び意識改革といったソフト面の充実にも重点をおいて万全を期していきたい。

3 地産地消の推進

学校給食での地場産物の利用は、給食を通して、地域特有の風土の中で培われた食文化や農業等の地域産業を理解、生産者に対する感謝の心を育むこと、自然の恩恵や環境の保全の大切さなどさまざまな教育的意義がある。

また、食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎をなすべきものであって、児童生徒が将来にわたって「食を選択する力」を養う教育が重要である。給食での地産地消は、食育の生きた教材として、より効果的に活用できることから、郷土食や地場産物を使った料理、地域の食生活、地域の産業等について日頃から理解を深め、工夫された魅力ある献立作りに努めたい。

学校給食における地産地消を一層推進するため、平成27年度より八幡浜市学校給食地産地消推進事業（補助事業）を実施している。柑橘類では西宇和共選ブランドみかんをはじめ、紅まどんな、甘平、せとか等を、水産物加工品では、養殖真鯛を使用したメニューや、ハモ団子等を、また、日土養豚組合の豚肉を使った献立の提供も行っている。これからも、地域特産品を使用した新たな献立の作成について検討していきたい。

なお、地産地消食材を使用した献立については、給食だよりで紹介し、地元産食材に対する児童生徒の関心を高めたい。

生涯学習課基本目標

八幡浜市教育委員会教育基本方針に基づき、社会教育・生涯学習活動を推進し、健康で活力あふれる、思いやりと心のふれあうふるさとづくりに努める。

令和5年度生涯学習重点施策

1 充実した人生を送るための生涯学習の充実

(1) 生涯学習の推進

生涯各期における学習機会を拡充し、豊かな人間性を培うとともに、信頼と連携のきずなを強め、心の通うふるさとづくりに努める。

(2) 社会教育関係団体の育成

社会教育関係団体の活性化を目指し、組織強化を図り、関係団体等との連携・交流を深め、団体の育成に努める。

2 スポーツの推進

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

市スポーツ協会を通じて様々なスポーツ団体の活動を支援することで、子どもからお年寄りまで、幅広い世代のライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図る。

(2) 住民が主体的に参画するスポーツ環境の整備

多様化するニーズに対応するため、スポーツクラブの育成及び支援やスポーツ推進委員活動の充実を図るなど、住民が主体的に参画するスポーツ環境の整備に努める。

3 人権・同和教育の推進

(1) 地域課題としてのあらゆる差別、偏見を解消するための人権・同和教育の推進

差別のない明るく住みよいまちづくりをめざし、人権啓発課とともに、

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に努める。

(2) 社会教育における人権・同和教育、啓発活動の充実

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を一層深めるため、生涯学習の観点に立った人権に関する総合的な学習活動、及び人権尊重の意識の高揚を図る啓発活動の充実に努める。

4 青少年の補導活動

(1) 補導活動

青少年の健全育成・非行防止推進のため、地域社会の強力な協力と地域ぐるみの運動に取り組み、関係機関との緊密な連携により、非行青少年の早期発見・早期補導に努める。

5 公民館活動の推進

(1) 公民館相互の連携強化

中央公民館と地区公民館、かつ地区公民館相互の連携を強化し、幅広い情報共有のもと、住民のニーズや地域課題に即した公民館活動を進める。

(2) 公民館施設の整備・充実

地域住民の交流の場で、最も身近なコミュニティ施設である公民館について、地域住民が利用しやすいよう施設の整備・充実に努める。

(3) 公民館活動の充実強化

地域活動の拠点としての公民館活動を推進し、心のふれあう元気なふるさとづくりに努める。

(4) 公民館版SDGsの活用

公民館を発展させるための16の目標の推進に努める。

6 芸術文化の振興

(1) 文化活動

優れた文化芸術事業を開催するとともに、市民の日常の学習や文化活動を支援し、地域の文化団体や文化ボランティアの連携を図る。

また、市民が、文化施設等において、舞台芸術、伝統文化、映画等の文化芸術に触れ、参加し、体験できる機会の充実に努める。

(2) 郷土の先駆者の顕彰

郷土の先駆者を顕彰する企画展を実施することによって、その偉業とそれを輩出する地域的風土を再認識するとともに、この地域に住むことへの誇りと郷土愛を養う。

(3) 文化財の保存及び積極的な活用

歴史的な文化財を保存し、伝統的な行事を継承するとともに、文化財の積極的な活用に努め、地域の特徴ある文化活動の推進を図る。

(4) 文化拠点の整備及び充実

市民文化活動センター及び菊池清治邸の活用、文化会館の機能の充実を図る。

7 図書館の充実

(1) 図書館資料の整備及び充実

専門図書や児童図書など蔵書を充実するとともに、八幡浜市に縁のある郷土資料などの収集と整備を図る

(2) サービス業務の充実

インターネットを利用した予約やリクエストに対して迅速な対応を行い、レファレンスサービス（情報要求対応）を強化するとともに、弱者にやさしいサービスの充実を図る。

(3) 読書活動の推進及び読書団体等の育成

読書週間の周知を図り、ブックスタート事業などの実施により読書活動を推進するとともに、読み聞かせボランティアグループや読書団体の育成を図る。

(4) 移動図書館の更新

新たなステーションとして、保育所・幼稚園、小・中学校、公民館等を巡回し、また、イベント会場にも出張して移動図書館車両の周知と利用促進を図る。